

### 雇用拡大

**Q** 本市における雇用拡大の取組みという点から、企業誘致などによる若者労働者の定着と、Uターン就職の推進についてお尋ねする。

**A** 近年、全国的に少子化が進み、それに伴い高等学校卒業者が一段と減少する傾向にある。一方、大学への進学率が高くなり、新規高等学校の就職率も年々減少している。このような状況のもと、企業誘致などによる若者労働者の定着や、Uターン就職の推進については、県やハローワーク小浜と協力しながら、市内企業が必要とする新規労働力の確保のため、就職情報を積極的に提供し、管内就職の促進を図っている。

また、県においても東京、大阪の事務所を福井Uターンセンターを設置し、アドバイザーによる県内企業の関係情報の提供および就職相談を実施している。本市としても、関係機関と連携を密にしなが、地元雇用が図られるよう努力したい。



小浜市企業団地

### 介護保険

**Q** 介護保険事業は、平成十二年四月から制度実施となるが、現在の小浜市のソフト面とハード面についての取組み状況をお尋ねする。

**A** 現在本市では、介護保険事業の計画策定のための基礎データとなる重要調査の分析を行っている。このデータをもとに、介護保険事業計画策定委員会の提言をいただきながら、サービスニーズ、基盤整備の計画、事業費の見込み等を中心に事業計画を策定する。

また、介護認定審査会については、「高齢者介護サービス体制整備支援事業モデル事業」により準備を進めている。システムの対応については、十二月補正で電算システムの導入費を計上している。

広域的な取組みについては、現在若狭五市町村で介護保険制度の円滑な実施を図るため、情報交換や調査研究などの事業を実施している。

施設の整備については、介護保険事業計画では五年間をスパンとした各年度における施設介護にかかるサービスのニーズ見込量を把握し、施設の整備計画を立てることになっている。

介護保険事業計画策定委員会の議論や意見を踏まえ、平成十一年の夏頃にはサービスのニーズ見込量がほぼ把握され、このデータに基づき施設の規模を把握することになる。

また、施設計画については、保健福祉圏域からみた適正なベッド整備を進める必要もあり、県の調整作業も経る中で具体的な整備計画を詰めることになる。

### 医療行政

**Q** 医療行政の充実についてお尋ねする。

**A** ①若狭地方の医療施設（病院、病床等）の現状について

②福井県保健計画による嶺南地方の病床不足の解消策について

③へき地中核病院としての公立小浜病院の使命、役割について

**A** ①嶺南における病院の施設数や病床数については、県の平成十年九月のデータによると、医療法第一条に基づく病院は、美浜町、名田庄村、大飯町を除いた五市町にあり、施設数は十三施設で病床数は二千五百五十六床となっている。うち一般病床にかかる施設は十施設で一千四百四十床となっており、若狭地方の占める割合は、約十五％である。

②現在、県では第三次嶺南版の保健医療計画を策定中であり、特に医療体制の整備にかかる重点施策の中で、公立小浜病院をへき地中核病院として充実させること、また医療法に基づく一般病床の不足対策の必要性を明記している。

一般病床や療養型の増床機運が高まっている中、平成十二年四月には公立小浜病院老人保健施設がオープンすることに伴い、この施設がどのような作用を果たすかな



公立小浜病院

どの見極めも必要であり、今後関係機関と情報の交換や意見交換を交えるなどして検討を加えたい。

③公立小浜病院は、県内で唯一のへき地中核病院としての指定を受けており、へき地住民の医療、保健をへき地以外の住民同様に行うことができるようにすることが大切な使命と役割であると認識している。

### 市政への取組み

**Q** 市長の市政への取組みについてお尋ねする。

**A** ①市長のリーダーシップのあり方について

②行財政改革の取組み姿勢について

③平成十一年度予算編成方針について

**A** ①リーダーシップを發揮すること、市民の皆様の付託にこたえることであり、公約を実現することである。具体的には近畿自動車道敦賀線、リゾートライン鉄道の建設、小浜線電化、老人保健施設や福祉センターの建設、その他産業の活性化や生活関連基盤の整備、教育文化スポーツの振興である。これらは広域的なものから地域に密着したものなど様々であるが、一つひとつ実現することがリーダーシップの發揮になると考えている。

②地方の事務事業を進めるために重要なことは、行政の効率化を進めることであり、職員がコスト意識を持って行政運営に望むことである。徹底した歳出の削減を行い、行政の無駄を省くよう努めたい。

更に、民間の経済性、能率性、競争性によった方が、コスト削減につながるものが多いことから、民間委託も視野に入れ、積極的に歳出削減を行うことが必要である。地方分権の推進に伴い、地方公共

団体自らが施策や実施方法を考えて行政運営に当る必要があることから、職員の意識改革や資質の向上のため、職員研修の充実も必要である。組織・機構についても住民ニーズに合致したものとなるよう弾力的に整理再編を進め、人員配置の面においても限られた人数で最大の効果が發揮できるように考えている。

③本年度から財政再建に取り組んでいるが、平成十一年度はさらに厳しいものがあり、このような状況の中で市政の重要課題に対処するためには、徹底した行財政改革に取り組みなど経費支出の効率化に徹するとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努める必要がある。次のように予算編成方針を定めた。

- ア 限られた財源を次の重要施策事業に重点的に配分する。
  - 一、交通体系の整備
  - 二、生活環境の整備
  - 三、健康づくりの推進
- イ 財政再建実施事項に基づき行政運営の効率化、行政組織の簡素合理化を図る。
- ウ 投資的経費は振興計画に基づき予算計上する。
- エ 市民の高度化・多様化したニーズや新たな行政課題に的確に対応するために、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果などを検討しつつ事務事業の見直しを行う。
- オ 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水事業については、今後も推進するが、一般会計からの繰出金を抑制する施策を講じる。

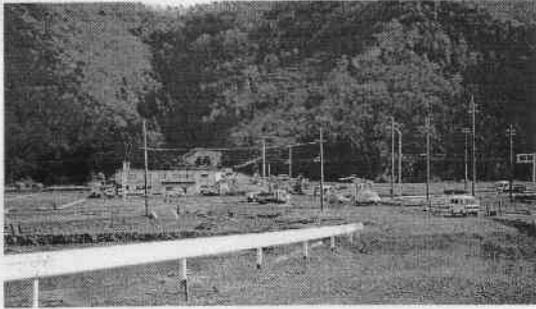
以上、五項目の内容を中心に市政に対する市民の期待に応えるよう、行財政運営の簡素合理化を推進する。

### 行政改革

**Q** 行政改革についてお尋ねする。  
①理念(哲学)について、何のための改革か

**A** ②重要施策事業について

①「何のための改革か」、それは市民に対し、小浜市の将来目標を明確に示し、それを実現する施策を提示して、市民とともに二十一世紀にさわやかに躍動する小浜市をつくるためのものであると考えている。そのため小浜市行政改革実施計画をとりまとめたところである。この実施計画では、「内部経費の徹底した見直し」「行政の守備範囲の確立」「コスト意識の醸成」の三点を具体的な柱としている。行政改革は職員の意識改革と資質の向上が第一であり、厳しい財政状況の中ではあるが、積極的に職員研修を進めるなど取りかかれるところから取りかかり、無駄を省いたスリムな役所づくりを進めたい。



若狭西街道

②平成十一年度の主要事業としては、特に交通網体系の整備、生活環境の基盤整備、健康づくりの推進などに重点をおき各種事業を実施する。具体的には、交通網体系の整備では小浜線電化、琵琶湖・若狭湾リゾートライン建設に向けた基金の積立、近畿自動車道敦賀線、若狭西街道、臨港線、水取大橋、丸山奈胡線の整備等の事業を計画している。生活環境基盤の整備についてはクリーンセンターの建設、公共下水道や農業集落排水等の整備を計画しており、市民生活の向上のために諸施策を推進したい。また、健康づくりの推進として、地域福祉センターを核とした東小浜駅周辺整備事業、老人保健施設や在宅介護支援センターの建設など二十一世紀に向けた高齢化社会への対応に努める。

### 財政再建

**Q** 財政再建についてお尋ねする。  
①今後に向けた財政再建の取組みにについて

②平成十一年度主要事業予算の見通しについて

**A** ①本市の財政状況については、經常収支比率が平成五年度八十二・一%から平成九年度九十五・一%と財政構造の硬直化が一層深刻さを増している。このため、平成十年から財政再建に取り組んでいる。さらに平成十一年度は行政改革大綱の検証をふまえた財政再建実施事項に基づき、經常経費の削減に取り組みとともに、限られた財源を市の重要施策に重点的に配分する。また今後の財政計画について平成十七年度までのシミュレーションを行ったところ、財政再建実施項目に基づき人件費の抑

制、特別会計への繰出金の抑制、補助金の見直しが達成されれば、財政危機を乗り切ることができ、また、平成十七年度からは公債費も大幅に減少し、健全な財政運営ができると考えている。

②次の三点を平成十一年度の主要事業としたい。一つ目は交通網体系の整備で、近畿自動車道敦賀線の整備事業、リゾートライン鉄道新設・小浜線電化促進事業、広域営農団地農道(若狭西街道)整備事業、二つ目は生活環境の整備で、クリーンセンター建設事業、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、三つ目は、健康づくりの推進で、地域福祉センター建設事業、介護保険整備事業などで、これら事業に重点的に財源を配分する方針である。



クリーンセンター建設工事

### 地域振興券

**Q** 地域振興券についてお尋ねする。  
①意義と経済効果について

②対象者数について  
③発行額の規模について  
④実施時期について

⑤使用範囲について  
⑥対象者、広報の方法について  
⑦準備状況について

**A** ①地域振興券交付事業は、国の緊急経済対策の一つの柱として位置付けられるもので、個人消費を喚起し、地元商店街など地域経済の活性化に資するために行われる事業である。これにより、比較的可処分所得の少ない方々の購買力が増加すること。また使用期間を六ヶ月とすることにより短期間に消費を拡大し、景気回復に役立つものと期待している。

②基準日が平成十一年一月一日であることから概ねの数となるが、十五歳以下の対象児童が五千八百四十人、平成十年度分の個人市民税の非課税要件を満たしている六十五歳以上の人が二千九百二十一人、その他、老齢福祉年金の受給者等が八百四十人で合計九千六百八十九人となる見込みである。

③④一人二万円を交付することにより、本市の発行額は、およそ一億九千二百万円となる。実際に申請および交付を行う時期は平成十一年三月中旬以降になる予定である。

⑤⑥⑦使用できる店舗等は市内の業者で、募集により決定するが、基本的には日常的な小売業、飲食店、クリーニング、理容、美容、旅館、医療業等の各種サービス業、運輸・通信業等を幅広く対象とする。また、広報おばま、チャンネルO等を利用して随時お知らせする。

⑧本市独自の商品券の発行については、換金方法、業者選定、印刷方法、保管方法など多くの課題があり、実施には一層の検討が必要である。

### まちづくりと振興策

**Q** 市街地の活性化についてお尋ねする。

①都市計画と景観について

②観光行政とまちづくりについて

**A** ①近年のまちづくりについては、機能的な面だけでなく、周辺部の自然などの調和はもろろんのこと、「優しさ」や「ゆとり」というような質的な面を重視した都市計画が要求されるようになってきている。このため、近代的な利便性を重視した機能を備えるとともに、地域の環境や歴史風土に調和した形態、意匠等の景観を考慮し、「質の高い快適な生活のできる魅力ある住みよいまちづくり」を進める必要があると考えている。

景観づくりについては、小浜市景観づくり基本計画により、豊かな自然と由緒ある歴史を景観資源にして、小浜らしいまちの表情づくりが必要であり、施策の一つとして「おばままち景観賞」を設け、景観に優れた建造物や活動を表彰している。

②本市には優れた歴史遺産や豊かな自然等多くの観光素材があり、四季を通じて多くの観光客が訪れている。しかしながら、本市の観光客はここ数年減少が続き、その対策が求められている。平成十年度から「若狭小浜とらふぐ王国」を開国し、味覚、歴史、文化を活かした新たな観光活性化策に取り組んでいるところである。近年の旅行ニーズは多様化しており、体験や参画型が求められており、研ぎを研ぎ、紙すき、釣堀など本市の特色を活かした魅力ある観光地となるよう取り組みたい。



**市議会議員倫理条例等  
制定委員会を設置**

昨年十二月に議会の行財政改革に関する検討結果が報告された中で、「議員政治倫理条例または要綱の制定を積極的に進めるべきである」という提言を受け、全員協議会で政治倫理に関する条例等をつくることを確認し、制定委員会が設置されました。

この倫理条例等は、公職にあるものが自己の地位による影響力を不正に行使し、利益を図らないことを明文をもって規制することにより、清浄で公正に開かれた市政の発展に寄与することを目的とするものです。委員会では、現在、細部について検討を重ねており、三月定例会に議案として上程できるよう準備を進めています。委員会のメンバーは次のとおりです。

委員長	石橋和彦
副委員長	深谷嘉勝
委員	岡 泰宏
〃	水尾源二
〃	川畑潤子
〃	木橋正昭

**意見書**

本定例会において、次の意見書を可決し、それぞれ関係行政庁へ提出しました。

**義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書**

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかし、政府は一九八五年度以

改定は、厳しい地方財政をさらに圧迫し、義務教育の円滑な推進と教育水準の維持向上に多大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十二月二十一日

小浜市議会

**総合振興協議会**

小浜市と隣接する町村との総合振興協議会が開催されました。それぞれの協議内容については、次のとおりです。

◎小浜・上中総合振興協議会

〔平成10年9月1日開催 於：上中町〕

〔協議事項〕

- (1) 近畿自動車道敦賀線の進捗状況と今後の計画について
- (2) 近畿自動車道敦賀線の地方協力について

◎小浜・名田庄総合振興協議会

〔平成10年10月16日開催 於：小浜市〕

〔協議事項〕

- (1) 国道162号（深谷～相生間）の道路新設促進について
- (2) 国道162号（湯岡橋～相生間）の改良計画について
- (3) 県道中井、青井線（谷田部～滝谷間）の改良計画について
- (4) 主要地方道久坂～中ノ畑～小浜線の改良について
- (5) 南川のアユの遡上について

◎小浜・大飯総合振興協議会

〔平成10年11月4日開催 於：小浜市〕

〔協議事項〕

- (1) 若狭西街道整備事業について
- (2) 近畿自動車道敦賀線について
- (3) 小浜線電化について

◎小浜・三方総合振興協議会

〔平成10年11月16日開催 於：小浜市〕

〔協議事項〕

- (1) 国道162号改良促進について
- (2) 広域基幹林道若狭幹線の建設促進について
- (3) 近畿自動車道敦賀線の早期建設について
- (4) 小浜線の電化及び琵琶湖・若狭湾リゾートライン鉄道建設促進について
- (5) 小浜市・三方町の観光振興について

**本会議の  
テレビ放映**

CATV（チャンネル0）で本会議を生中継、また当日の午後7時からは録画再放送を行っております。是非ご視聴ください。